

災害廃棄物の受入基準に関する調査結果

第 1 節 調査の概要

1. 調査の目的

近年の我が国における自然災害は、東日本大震災以来毎年のように発生している。九州ブロック管内のみでも平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、令和 2 年 7 月豪雨など、大規模かつ広範囲に被害の及ぶ災害が発生している。また、近い将来、南海トラフ地震などの大規模災害の発生も予想されており、災害対応力向上は必須の状況となっている。

このような状況を踏まえ、環境省九州地方環境事務所では、災害廃棄物処理を円滑に進めるため、発災後、災害廃棄物を広域的に受け入れることのできる可能性が高い施設をあらかじめ整理することを目的として、災害廃棄物の受入基準に関するアンケート調査を実施することとした。

2. 調査に関する基本的事項

1) 調査対象施設

九州・沖縄 8 県の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設を対象とした。

2) 調査の方法

アンケート調査票形式（選択式及び記述式）により実施し、電子メールにより回答を得た。

3) 調査票送付先

一般廃棄物処理施設については、その施設を所管する自治体（市町村・一部事務組合等）、産業廃棄物処理施設については災害廃棄物を受け入れた経験のある事業者を対象に、各県を通じて調査票を送付した。

4) 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

- （1）基本的事項：調査対象の自治体・事業者が管理する廃棄物処理施設の種類、名称、所管者、所在地、処理能力など
- （2）災害廃棄物の受入支援の経験について：平成 29 年度以降の大規模災害において、災害廃棄物の受入支援の有無、支援を行った災害、支援内容、支援の経緯、支援時の費用負担、費用の決め方、支援を行ってわかった課題点など
- （3）災害廃棄物の受入基準について：今後の災害発生時において、災害廃棄物の受入可能性の有無、通常時と災害時の受入基準の違い、受入可能な災害廃棄物の品目、形状・寸法・荷姿・量・車両の条件、混合状態での受入可否など
- （4）その他の条件について：災害廃棄物の受入支援を実現するために必要な条件、処理単価の決め方など

第 2 節 調査結果

1. 一般廃棄物処理施設

アンケート調査に対し回答のあった自治体数は計 192 件であり、その内訳は、市町村 113 件（58.9%）、一部事務組合等 79 件（41.1%）であった（図 1 参照）。回答のあった一般廃棄物処理施設の種類の、図 2 のとおり、ごみ焼却施設（124 件）が最も多くなっている。

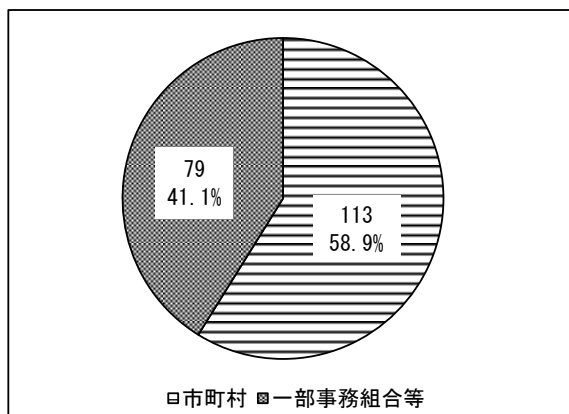


図1 回答のあった自治体

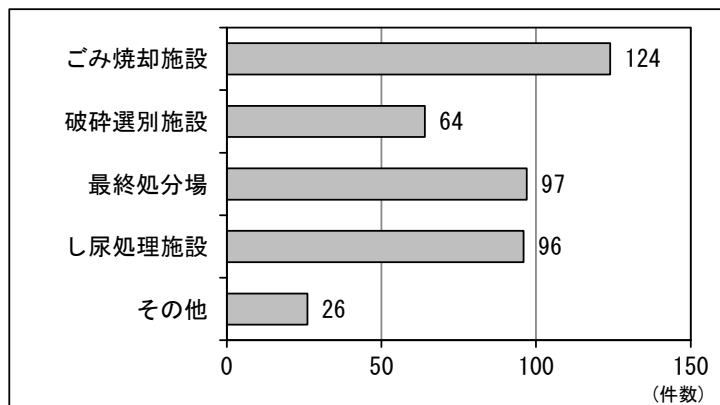


図2 一般廃棄物処理施設の種類（複数回答可）

1) 過去の受入支援等に関する実績について

(1) 災害廃棄物の受入実績

平成29年度以降に災害廃棄物の受入支援を行った経験については、「受入支援の経験がある」と回答した自治体が27件（15.0%）であった（図3参照）。

受入支援を行った災害としては、「令和2年7月豪雨（20件）」が最も多く、次いで「令和元年8月の前線に伴う大雨（9件）」、「平成29年7月九州北部豪雨（7件）」の順であった（図4参照）。

なお、支援により受け入れた災害廃棄物の種類としては、主に生活ごみ、木くず、たたみ等の可燃系廃棄物が挙げられた（図5参照）。その他の品目としては、し尿、浄化槽汚泥、がれき類、金属類などが挙げられた。

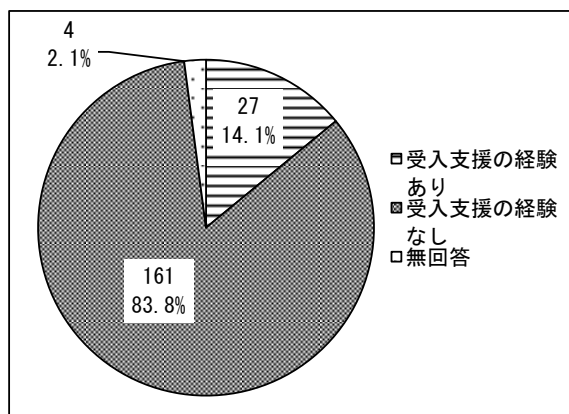


図3 受入支援の経験

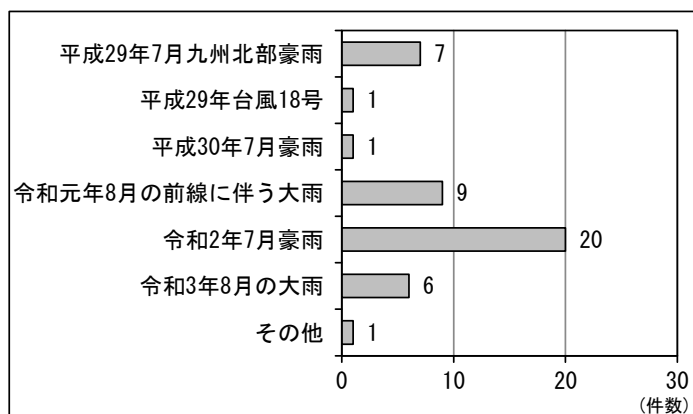


図4 受入支援を行った災害（複数回答可）

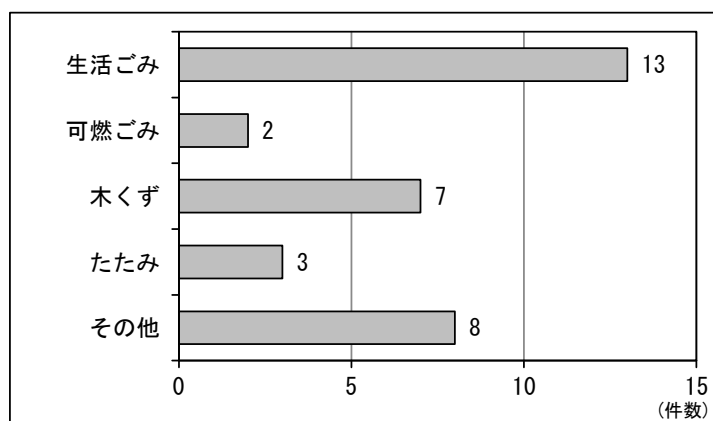


図5 受け入れた廃棄物の種類（複数回答可）

(2) 受入支援を行った経緯

受入支援を行った経緯については、「協定はないが支援依頼があった（24件）」が最も多かった（図6参照）。

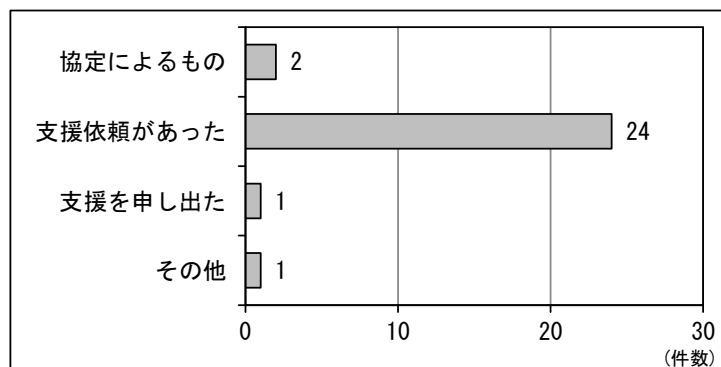


図6 受入支援を行った経緯

(3) 支援時の費用負担

支援時の費用負担のうち、収集運搬費については無回答を除くすべての自治体（25件）が「被災側が負担した」と回答した（図7参照）。

処理費については多くの自治体（24件）が「被災側が負担した」と回答したが、「支援側が負担した（2件）」、「支援側が一部負担した（1件）」というケースも少数ながらあった（図8参照）。

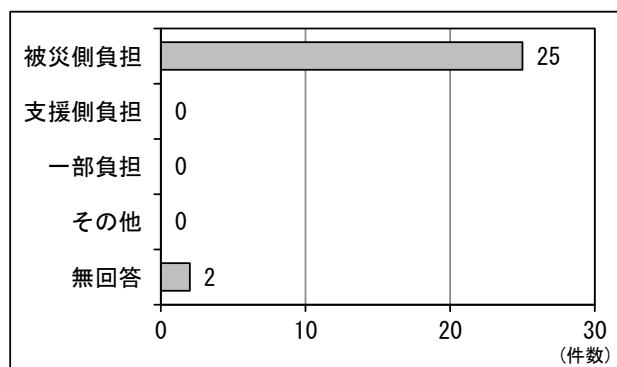


図7 費用負担（収集運搬費）

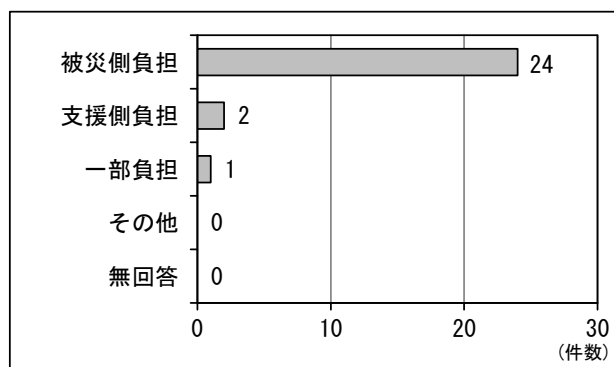


図8 費用負担（処理費）

(4) 処理単価等の決め方

処理単価、収集運搬費等の決め方については、「支援側と被災側双方の協議により決定された金額に基づくもの（13件）」と回答した自治体が最も多くなっていた（図9参照）。その他の回答としては、「通常時のごみ処理に準じた」、「施設のランニングコストから試算した」などの回答が挙げられた。

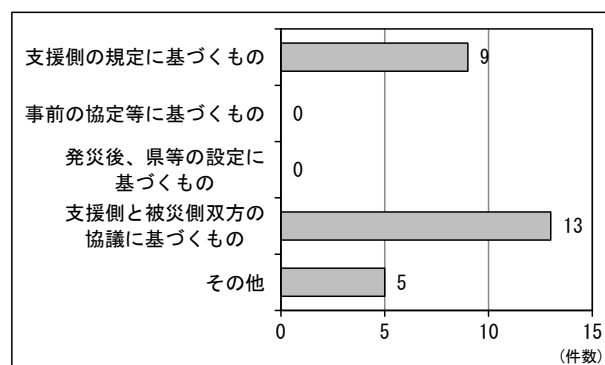


図9 処理単価等の決め方

(5) 受入支援時の課題について

受入支援を行ってわかった課題点については、以下のようなものが挙げられた。

- 分別の不徹底（当初聞いていた性状と異なるものが入ってきたため、仕分けに時間を要した、など）
- 連絡・連携の問題（被災自治体とごみ種別の考え方に相違があり受入れできないものがあった、運搬車両に関して連絡が不十分であったため受入条件を超える搬入があった、など）

2) 将来的な災害廃棄物処理の受入支援に関して

(1) 災害廃棄物の受入可能性について

災害廃棄物の受入可能性については、78 件（40.6%）で「可能」と回答があった（図 10 参照）。

「困難（110 件、57.3%）」あるいは無回答（4 件、2.1%）であっても、受入条件に関する設問に対して回答のあった自治体が複数あることから、以降の設問回答については、災害廃棄物の受入が「困難」と回答した自治体も含めて「受入可能性はある」として集計した。

受入基準が通常時と災害時で異なるかどうかについては、39 件（20.3%）が「通常時と異なる」と回答した（図 11 参照）。

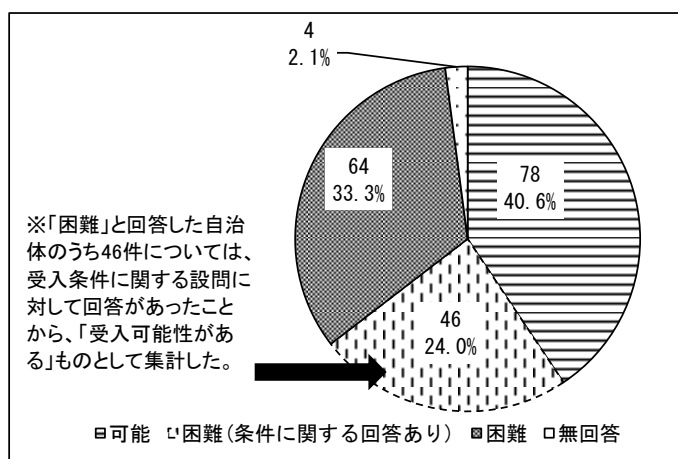


図 10 災害廃棄物の受入可能性

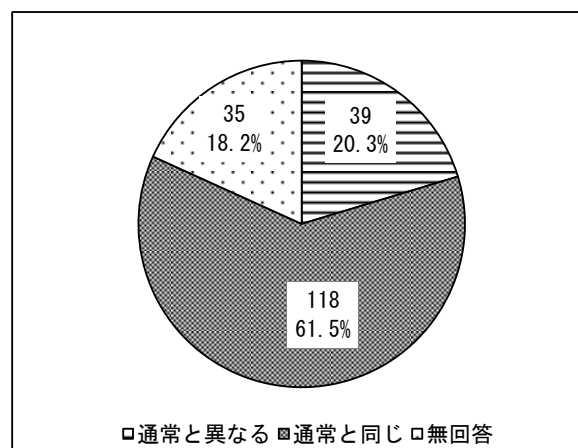


図 11 通常時と災害時と受入基準の違い

(2) 受入可能な品目

受入可能性のある災害廃棄物の品目は「生活ごみ（101 件）」が最も多く、次いで「木くず（78 件）」、「たたみ（75 件）」の順に多くなっている。「その他（17 件）」の内訳はし尿・浄化槽汚泥（11 件）が多く、木製家具や布団などを挙げた自治体もあった（図 12 参照）。

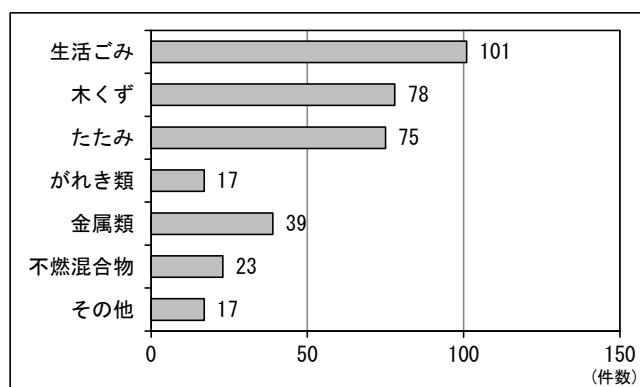


図 12 受入可能な品目（複数回答可）

(3) 受入条件

災害廃棄物を受け入れるためにどのような条件が必要か、①形状、②寸法、③荷姿、④搬入量、⑤搬入車両の5項目それぞれに対する条件を尋ねたところ、以下のような傾向がみられた。

○生活ごみを受け入れる場合、搬入車両に関する条件を挙げた自治体が最も多く（84.2%）、具体的にはパッカー車（通常の生活ごみの収集体制と同様）を条件として挙げる回答が多かった。

○木くずを受け入れる場合、寸法に関する条件を挙げた自治体が最も多く（89.7%）、直径10cm以下であること、長さ1m以下であることなど具体的な回答が多かった。

○たたみを受け入れる場合、搬入量及び搬入車両に関する条件を挙げた自治体が最も多かった（68.0%）。また、形状の条件として水分を含んでいないこと、乾燥状態であることを条件として挙げる回答もみられた。

○がれき類及び金属類を受け入れる場合、搬入車両に関する条件を挙げた自治体が最も多かった（がれき類：64.7%、金属類：64.1%）。

○不燃混合物を受け入れる場合、搬入量及び搬入車両に関する条件を挙げた自治体が最も多かった（60.9%）。

また、①～⑤までの条件に対する回答について、「特になし」という回答を除いた回答数とその割合を表1に整理し、個々の具体的な回答は次ページ以降に示す。

表1 受入可能品目と受入条件

品目\条件	回答数 (図12より)	形状	寸法	荷姿	搬入量	搬入車両
生活ごみ	101件	76件 (75.2%)	74件 (73.3%)	63件 (62.4%)	79件 (78.2%)	85件 (84.2%)
木くず	78件	58件 (74.4%)	70件 (89.7%)	29件 (37.2%)	59件 (75.6%)	49件 (62.8%)
たたみ	75件	31件 (41.3%)	35件 (46.7%)	27件 (36.0%)	51件 (68.0%)	51件 (68.0%)
がれき類	17件	10件 (58.8%)	4件 (23.5%)	5件 (29.4%)	8件 (47.1%)	11件 (64.7%)
金属類	39件	12件 (30.8%)	13件 (33.3%)	7件 (17.9%)	23件 (59.0%)	25件 (64.1%)
不燃混合物	23件	10件 (43.5%)	10件 (43.5%)	8件 (34.8%)	14件 (60.9%)	14件 (60.9%)

①形状の条件

品目	主な条件	
生活ごみ	・ 事前協議による ・ 指定ごみ袋に入る大きさであること ・ パッカー車に入る大きさであること ・ 縦・横 40cm 以内 ・ おおむね乾燥していること ・ 通常の可燃物、ロープ等は 30cm、網は不可 ・ 破碎したものに限る ・ 衣類は不可	・ 可燃ごみに限る ・ 前処理が不要なものであること ・ 海水を含む廃棄物を除く。可能な限り、がれき及び泥等の不燃物を除去していること ・ 処理方式が流動床式であるため、小さなものに限る
木くず	・ 事前協議による ・ 1m 以内 ・ 60cm の長さ ・ 大きな根は不可 ・ 根っこ不可、土の付着不可 ・ 根は別途受入（芯が 30cm 以下） ・ 大きな根及び丸太直径 30cm 以上は不可 ・ 長さ 1m 未満、直径 10cm 未満 ・ 長さ 60cm 以内直径 10cm 未満 ・ 土砂との混合状態のものは受入れ不可	・ くぎ等が付いている物は不可 ・ 直径 15cm 以上は不可 ・ 破碎されていること ・ 解体木材は釘等の金属を除去後、受入可能 ・ 家の柱等、建築廃材は不可 ・ 海水を含む廃棄物を除く。可能な限り、がれき及び泥等の不燃物を除去していること ・ 廃材等は可、倒木等は不可
たたみ	・ 事前協議による ・ 2～3 分割、90cm×90cm 以下 ・ 3 等分に切る ・ 水分を含んでいないこと ・ 剪断後焼却するため、剪断できる状態であること	・ 破碎（裁断）したもの ・ 海水を含む廃棄物を除く。乾燥しているものに限る ・ 原形であること ・ 半畳の大きさに ・ 乾燥状態であること。
がれき類	・ 事前協議による ・ 煤がついているものは不可 ・ 汚泥状でないこと	・ コンクリート殻は不可 ・ 金属・ガラス類は受入不可 ・ 2t 車に積載できる大きさまで
金属類	・ 4t トラックに入る大きさ ・ 状況により判断 ・ 収集除外の指定品ではないこと。容易に切断できること。 ・ プラ、布類を取り除くこと	・ モーター等の処理困難物や建築廃材は不可 ・ 可燃物、泥等が付着していないこと ・ 原形であること
不燃混合物	・ 4t トラックに入る大きさ	・ 破碎処理できる範囲のもの。爆発、発火性のもの不可
その他	・ し尿：液状 ・ し尿：仮設便所等のし尿であること。 ・ し尿・浄化槽汚泥：土砂混入していないもの ・ し尿：バキューム車に積載可能であること ・ 混合可燃：直径 10cm 以下、長さ 50cm 以下、概ね 600×900	・ 木製家具：解体(1m×0.5m)か破碎 ・ 絨毯・布団等：木くずと同様 ・ 廃プラスチック：可燃物が混入されていないこと ・ 廃プラスチック：災害廃棄物仮置場で分別後に残った残渣。塩ビ除くプラスチック製品。産廃不可。

②寸法の条件

品目	主な条件	
生活ごみ	・ 事前協議による ・ 1m 以内 ・ 30cm 四方以内 ・ 粗大ごみ：51cm～200cm 以下 ・ 長い物は 80cm 以下に切断 ・ 長さ 50cm 以内 ・ 長さ 1m 以内、かつ、直径が 10cm 以内 ・ 長さ 40cm 以下	・ 長さ 70cm 以下 ・ 直径 2.5cm 長さ 30cm 以内 ・ 可燃性粗大は破砕処理されているものに限る ・ ごみ収集袋に入る程度の可燃物 ・ 指定ごみ袋に入る大きさであること ・ パッカー車に入る大きさであること ・ 前処理が不要なものであること
木くず	・ 事前協議による ・ 直径 5cm 以内 ・ 直径 5cm 以内、長さ 50cm 以内 ・ 直径 10cm 以内、長さ 50cm 以内 ・ 直径 10cm 以内、長さ 80cm 以内 ・ 直径 10cm 以内、長さ 1m 以内 ・ 直径 15cm 以内、長さ 2m 以内 ・ 直径 15cm 以内、長さ 1m 以内 ・ 直径 30cm 以内、長さ 150cm 以内 ・ 直径 30cm 以内、長さ 150cm 以内 ・ 直径 30cm 以内、60cm 角まで可 ・ 直径 50cm 未満、長さ 1m 以内 ・ 直径 10cm 未満、長さ 60cm 以内 ・ 直径 10cm 以下の長い物は 80cm 以下に切断、直径 10cm 以上の物は 15cm に切断 ・ 廃木材：直径 20cm 以内、長さ 2m 以内 ・ 生木：直径 10cm 以内、長さ 2m 以内 ・ 木材：直径 20cm 以内、長さ 1m 以内、 ・ 根：直径 30cm 以内、長さ 1m 以内	・ 幹回り 50cm まで可 ・ 50cm 四方、厚さ 3cm 以内 ・ 800mm×800mm×800mm 以内 ・ 8cm 角まで可、2m 以内に前処理 ・ 長辺 2.5×1m×0.6m 以下 ・ 長さ 1m×幅 20cm ・ 1m 程度以内まで可 ・ 20cm 以内 ・ 2m 以内（通常は 50cm） ・ 30cm 程度に切断 ・ 50cm 以内 ・ 長さ 60cm、幅 20cm 以内 ・ 幹 8cm 以内 ・ 長さ 50cm 及び 50cm 角まで、厚さ 10cm まで可 ・ 棒状のものは長さ 1.5m 以下、板状のものは縦 2m×横 1m 以下
たたみ	・ 事前協議による ・ 30cm 程度に切断 ・ 50cm 以内 ・ 1m 以内 ・ 180cm 以内 ・ 長さ 2m、幅 1.4m 以内	・ 90cm×90cm 以内に処理すること ・ 原形であること ・ 破砕（裁断）したもの ・ 収集運搬車に積載できる量 ・ 1/3 に切断が必要 ・ 半畳の大きさにすること
がれき類	・ 2t 車に積載できる大きさまで	・ 頭大の大きさであること
金属類	・ 長さ 1m 以内 ・ 180 cm 以内 ・ 2m 以内 ・ 縦 250cm、横 140cm、高さ 90cm 以内 ・ 直径 10cm 以内、長さ 1m 内	・ 4t トラックに入る大きさ ・ 45 リットル袋に入る程度 ・ 状況により判断する ・ 原形であること
不燃混合物	・ 4t トラックに入る大きさ	・ 状況により判断する
その他	・ 混合可燃物：直径 10cm 以内、長さ 50cm 以内、概ね 600mm×900mm	

③荷姿の条件

品目	主な条件	
生活ごみ	・ 事前協議による ・ 指定ごみ袋に入るもの ・ パッカー車に入る大きさであること ・ 中身が確認できるような袋に入れてもらうことが望ましい	・ 飛散防止対策を講じること。(飛散・汚水・臭気など) ・ フレコンバッグ等に入れて搬入することは禁止
木くず	・ 事前協議による ・ バラ積み ・ ビニールシートで覆い、飛散しないような状態であること ・ 高さ 30 cm以内とし紐で縛る	・ フレコンバッグ等に入れて搬入することは禁止 ・ 他との混載なし ・ 破碎処理されているものに限る
たたみ	・ 事前協議による ・ 可能な限り、水気のない状態 ・ パッカー車で巻かないこと ・ 破碎施設前に重ねて手降ろしすること	・ 飛散しないこと ・ フレコンバッグ等に入れて搬入することは禁止
がれき類	・ 廃棄物のみ裸積であること	
金属類	・ 指定のごみ袋に入れること	・ 人力で運搬可能であること
不燃混合物	・ 状況により判断する ・ 60cm くらいに細かくして持ち込むこと ・ 廃棄物のみ裸積であること	・ 破碎不適物がないか確認するため、バラの状態が良い
その他	・ 家具類：鏡、ガラスが取外してあること	・ し尿・浄化槽汚泥：バキューム車による搬入であること

④搬入量の条件

品目	主な条件	
生活ごみ	・ 事前協議による ・ 0.5t/日まで ・ 1t/日まで ・ 2t/日まで ・ 3t/日まで ・ 4t/日まで ・ 5t/日まで ・ 6t 以下 ・ 7t/日まで ・ 8t/日まで ・ 9t/日（45t/週）、月曜～金曜 ・ 10t/日まで ・ 10t/日程度（他の災害廃棄物と合算する） ・ 10t～15t/日程度 ・ 30t/日まで ・ 100t/日まで ・ 10t/日まで、連続 10 日間まで ・ 2t/日程度（2t パッカー車 1 台程度） ・ 25t/回、1 回/10 稼働日	
木くず	・ 運転状況による ・ ごみピットの残余容量、定期整備等の状況で変動する ・ 焼却能力に応じた範囲とする ・ 状況により判断する ・ 構成町村及び処理計画等の調整後、搬入量を決める ・ 最大 7t/週、但し、工場運転状況により変動あり ・ 最大 80t/週、但し、工場運転状況により変動あり ・ 時期により異なる ・ 発災時点における施設の処理能力以下まで ・ 生活ごみ・木くず・たたみの総量で受入可能量 20t/日以内 ・ 余力次第なため想定不可	
たたみ	・ 事前協議による ・ 1t/日まで ・ 2t/日まで ・ 4t/日まで ・ 5t/日まで ・ 6t/日まで ・ 100t/日まで ・ 1 回の搬入で 20 枚まで ・ 1 日あたり 200 枚まで ・ 2t 車 5 台程度/日	

	受入可能量 20t/日以内	
がれき類	・ 1t/日まで ・ 2t/日まで ・ 100m³ まで	・ 最大 30t/日程度 ・ 工場が受入できる範囲で要協議
金属類	・ 1t/日まで ・ 2t/日まで ・ 4t/日まで ・ 5t/日まで ・ 2t 車 5 台程度/日・5t/回、1 回/5 稼働日	・ 月 1 回、他品目との合計で 10 t まで ・ 運転状況による ・ 時期により異なる ・ 工場が受入できる範囲で要協議
不燃 混合物	・ 事前協議による ・ 4t/日まで ・ 2t 車 5 台程度/日	・ 運転状況による ・ 工場が受入できる範囲で要協議 ・ 地域収集以外の日で 500 kg/日程度
その他	・ し尿・浄化槽汚泥：10kL/日まで ・ し尿・浄化槽汚泥：24kL/日まで ・ し尿・浄化槽汚泥：最大 150kL/日。但し協議による ・ し尿：5kL/日まで ・ 浄化槽汚泥：5kL/日まで ・ 土砂：2t/日まで	・ 廃プラスチック：5t/日まで ・ 混合可燃物：6t/日まで ・ 運転状況による

⑤搬入車両の条件

品目	主な条件	
生活ごみ	・ 事前協議による ・ 2t 車まで ・ 2t 車等の積載車でダンプができる車両 ・ 2t パッカー車まで ・ 3t 塵芥車まで ・ パッカー車（4t パッカー車まで） ・ 4t トラックまで ・ 5t 車まで ・ 10t 車まで ・ アームロール車かダンプ車に限る。最大積載量 10 t 車まで ・ パッカー車：6t まで、ダンプ車：4t まで ・ パッカー車であり、業の許可を持っていること ・ パッカー車及びダンプ車とする。車両最大積載量 10t までの車両、計量台（幅 3m×横 7.5m×高さ 4m）で計量可能な車両 ・ パッカー車及びダンプ車とする。車両最大積載量 4t までの車両、計量台（幅 3m×横 7.5m×高さ 4m）で計量可能な車両	・ 幅 3m、長さ 10m、総重量 30t 以下 ・ トラックスケールの計量範囲内まで ・ 8t アームロール車等中型車以下に限る ・ ピットゲートの有効幅 3000 mmのため、有効幅内の車両 ・ 計量器（7.5m×3m 程度）に車輪が乗ること ・ 投入口がごみ搬入扉（6m×4m 程度）に収まること ・ ごみ投入場所の駐車スペースに収まること（10m×4m 程度、10t トラックの大きさまで） ・ 軽トラック、2t 車又は塵芥車 ・ 車両総重量が 20t 未満であること。臭気対策のため、ごみ専用収集車両で搬入すること
木くず	・ 事前協議による ・ 2t 車まで ・ 2t 車等の積載車でダンプができる車両 ・ 2t 車、4t ダンプ ・ 4t 車まで ・ 4t 車以内（パッカー車に限る） ・ 4t トラックまで ・ 10t 車まで ・ 10t ダンプ車まで ・ 10 t 以下のトラックによる搬入。但し、前処理が必要なごみに関しては 2t トラック以下での搬入。 ・ 軽トラック、2t 車又は塵芥車 ・ 平ボディ車、コンテナ専用車（4t 以下） ・ 平ボディ車等（ロング不可） ・ パッカー車 6t 以下、ダンプ車 4t 以下	・ 4t パッカー車又は 4 t ダンプに限る。 ・ アームロール車かダンプ車に限る。最大積載量 10 t 車まで ・ トラックスケールの計量範囲内まで ・ パッカー車及びダンプ車とする。車両最大積載量 10t までの車両、計量台（幅 3m×横 7.5m×高さ 4m）で計量可能な車両 ・ パッカー車及びダンプ車とする。車両最大積載量 4t までの車両、計量台（幅 3m×横 7.5m×高さ 4m）で計量可能な車両 ・ 計量器（7.5m×3m 程度）に車輪が乗ること ・ ピットゲートの有効幅 3000 mmのため、有効幅内の車両
たたみ	・ 事前協議による ・ 2t 車まで ・ 2t 車等の積載車でダンプができる車両 ・ 2t 車、4t ダンプ ・ 4t 車まで ・ 4t 車まで（平ボディ車） ・ 4t トラックまで ・ 4t パッカー車又は 4t ダンプに限る。	・ アームロール車かダンプ車に限る。最大積載量 10 t 車まで ・ パッカー車及びダンプ車とする。車両最大積載量 10t までの車両、計量台（幅 3m×横 7.5m×高さ 4m）で計量可能な車両 ・ パッカー車及びダンプ車とする。車両最大積載量 4t までの車両、計量台

	・ 10t 車まで ・ 10t ダンプ車まで ・ パッカー車（4t パッカー車まで）、平ボディ車 ・ パッカー車 6t 以下、ダンプ車 4t 以下 ・ 平ボディ車 ・ 平ボディ車等（ロング不可） ・ 平ボディ車又は、ダンプ車	（幅 3m×横 7.5m×高さ 4m）で計量可能な車両 ・ ピットゲートの有効幅 3000 mmのため、有効幅内の車両 ・ 搬入車両及び積載物を含めた高さが 2.7m 以下 ・ 車両総重量が 20t 未満 ・ 軽トラック、2t 車又は塵芥車
がれき類	・ 事前協議による ・ 2t 車まで ・ 4t 車まで ・ 10t 車まで	・ ダンプトラック（10t 以下） ・ 軽トラックまで ・ スtockヤードに入る車輛
金属類	・ 2t 車まで ・ 4t 車まで ・ 10t 車まで ・ 4t トラックまで ・ 10 t ダンプ車まで	・ 平ボディ車 ・ 軽トラック、2t 車又は塵芥車 ・ 計量機に乗ることが可能な車両 ・ 高さ 3.8m 以下 ・ 平ボディ車等（ロング不可）
不燃混合物	・ 事前協議による ・ 4t 車まで ・ 4t トラックまで ・ 10 t ダンプ車まで	・ 高さ 3.8m 以下
その他	・ し尿・浄化槽汚泥：バキューム車 ・ し尿・浄化槽汚泥：10t バキューム車まで受入れ可 ・ 可燃性混合廃棄物：パッカー車、平ボディ車（4t 車まで） ・ 廃プラスチック：原則 2t 車。超える場合は要協議。	・ し尿：受入口（直径 25cm）に対応できるホースを備えたバキューム車であること。 ・ 木製家具：平ボディ車又はダンプ車 ・ 混合可燃物：6t ダンプ車まで

(4) 受入支援を実現するために必要な条件

受入支援を実現するために必要な条件としては、「被災市町村との協定が締結されていること（60件）」という回答が最も多かった。「その他（58件）」と回答した自治体も多く、その内訳を大まかに分類すると、「事前に協議を行うこと（21件）」、「関係市町村の同意が得られること（9件）」、「委託契約・覚書等を締結すること（6件）」などの回答が挙げられた（図13参照）。

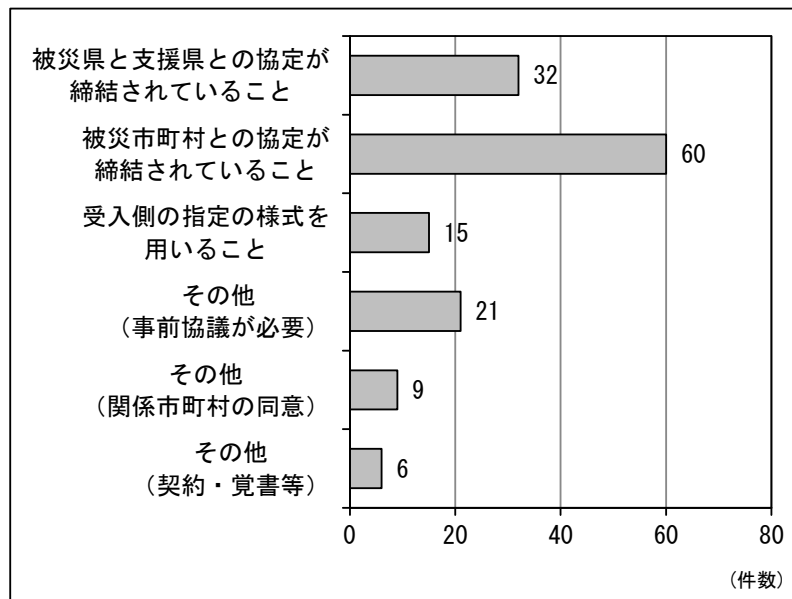


図13 受入支援を実現するために必要な条件（複数回答可）

(5) 受入支援を行う場合の処理単価の決め方

受入支援を行う場合の処理単価の決め方としては、得られた回答数（74件）から「現時点では検討していない・想定していない（26件）」という回答を除くと、「規定にある処理単価を用いる（28件）」という回答が最も多かった。次いで、「前年度の処理単価に基づく（14件）」、「事前の協議による（4件）」といった回答が挙げられた（図14参照）。

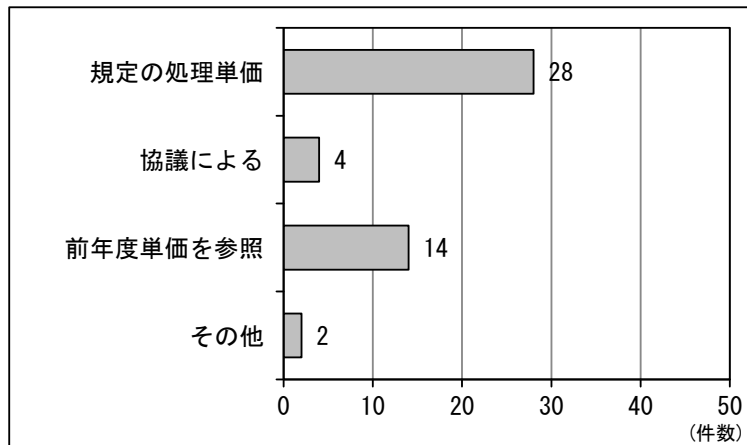


図14 処理単価の決め方（記述回答を分類したもの）

(6) その他の条件

その他、受入支援に必要な条件としては、「受入前の協議を行うこと」といったこれまでの設問への回答と重複するものもあったが、「構成自治体の了解を得ること」「施設周辺の自治会の理解を得ること」といった、より詳細な条件を挙げる回答がみられたほか、「実際に災害が発生した時点の施設の稼働状況による」という回答もみられた。

その他の条件

その他の条件
・ 業務完了後に完了報告書を提出すること。 ・ 現地確認し、事前の打ち合わせ協議を要する。 ・ 現場にて事前にごみの状態を確認し、搬入条件の協議を十分に行った上で、それに従って実施する必要がある。 ・ 事前のテスト搬入が必要。 ・ 周辺自治会の理解が必要。 ・ 地域との協議が必要と思われる。 ・ 災害廃棄物の受入については、関係自治体等と協議し可否や条件等を検討する必要がある。 ・ 搬入時の効率化や処理料の請求を容易にするため、搬入が長期にわたる場合は、事前に車両ごとの情報を計量カードに登録することが必要。 ・ 本市の搬入条件等に合致すること。 ・ 施設運転計画に基づき、受入期間等を決定する。 ・ 受入日は週 3 日程度を想定している。匂いが強いものは不可とする。 ・ 11 月は点検で全炉停止するため搬入不可。 ・ 平日 8 : 30 ~ 16 : 00 のみ受入可。 ・ 施設運転継続に支障をきたす恐れのあるもの(土砂や石混じり、化石燃料混合等)については受け入れ不可。 ・ 受入れ時の、ごみピットの状況、施設の定期整備の状況等で受入量枠は増減する。また、施設の全炉停止時には受入れを中止する。 ・ 災害発生時の予備貯留槽の空き状況による(当施設処理区域での冠水被害が多いため) ・ 災害に伴い大量の砂利、砂などの異物が搬入されることで処理困難になるため、対策が必要。 ・ 竣工後 45 年を経過している施設であり、受入可能量を制限する必要があると考えている。 ・ 施設の老朽化等により、受入れはかなり困難と考えられる。 ・ 生活ごみの受入れは原則として可燃ごみに限る。 ・ 可能な範囲での分別がなされること ・ 危険物及び異物の混入は避けること。 ・ 保管スペースがないことから、毎日、受け入れできる範囲内での持込み ・ 災害ごみ特有の泥の付着したものは不可 ・ 2 炉稼働中のみ可(改修工事等で 1 炉稼働の時は不可) ・ 施設が老朽化している為、その時の施設の状況等を考慮しなければならないが、その時に施設で処理できる受け入れ可能な物を判断する必要がある。 ・ 焼却残渣の処理は、当該の県等で処理をお願いする ・ 災害廃棄物を受け入れる際には、事前に分別されていることが大前提。分別されず処理すると施設の温度管理ができないだけでなく機器に過負荷等がかかりもともと処理出来ていた廃棄物も処理できなくなる。 ・ 災害廃棄物処理計画等はあるが、細かいことがまだ取り決められていない。 ・ 地元との協定書に災害廃棄物に関する事項の記載がないため、受け入れの予定は無い。 ・ 余力があまりないため、大量に受け入れることはできない。 ・ 本市の最終処分場は、埋立免許を取得し海面を埋め立てている。当該免許上、他都市で発生した廃棄物の受入れはできない。

2. 産業廃棄物処理施設

アンケート調査に対し回答のあった事業者数は 26 件であった。回答のあった産業廃棄物処理施設の種類の、図 15 のとおり、破碎選別施設（17 件）が最も多くなっている。

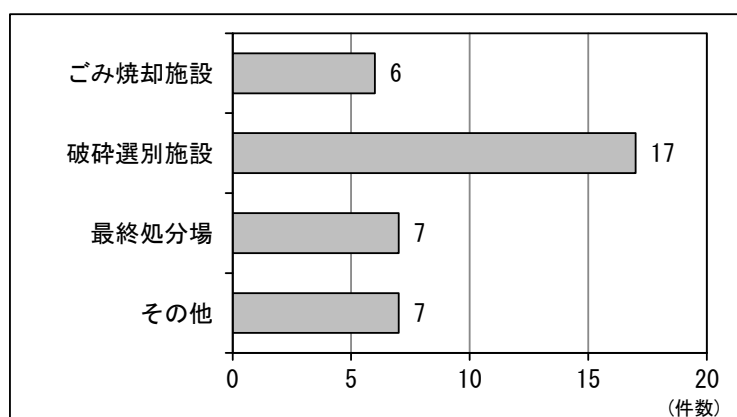


図 15 産業廃棄物処理施設の種類の種類（複数回答可）

1) 過去の受入支援等に関する実績について

(1) 災害廃棄物の受入実績

平成 29 年度以降に災害廃棄物の受入支援を行った経験については、「受入支援の経験がある」と回答した事業者が 21 件（80.8%）であった。

受入支援を行った災害としては、「令和 2 年 7 月豪雨（14 件）」が最も多く、次いで「平成 29 年 7 月九州北部豪雨（6 件）」、「平成 30 年 7 月豪雨」「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」「その他」（いずれも 3 件）の順であった（図 16 参照）。

なお、支援により受け入れた災害廃棄物の種類としては、がれき類が最も多く、木くずやたたみ等の可燃系廃棄物以外にも、金属類等の不燃系廃棄物、汚泥や廃油等が挙げられた（図 17 参照）。その他の品目としては、廃プラスチック類、タイヤ、コンクリートがらなどが挙げられた。

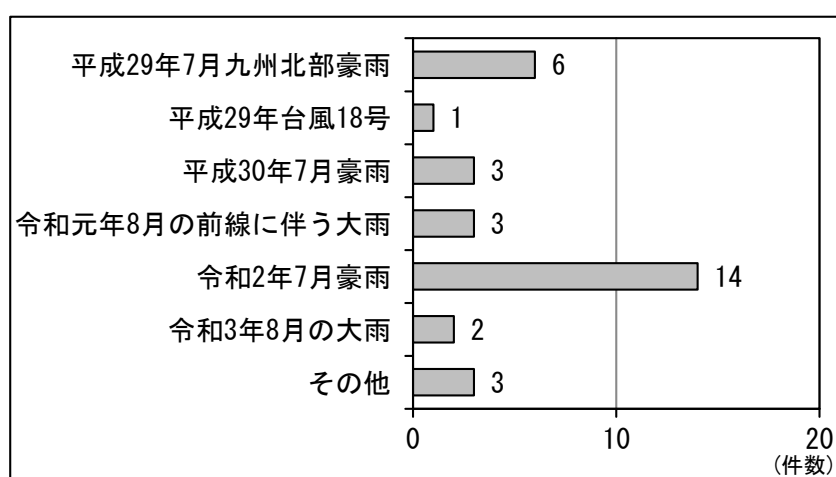


図 16 受入支援を行った災害（複数回答可）

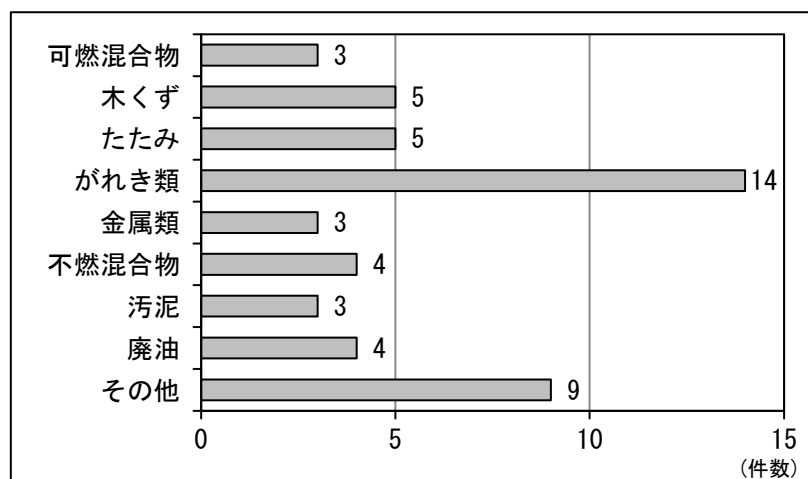


図 17 受け入れた廃棄物の種類（複数回答可）

（２）受入支援を行った経緯

受入支援を行った経緯については、「協定はないが支援依頼があった（14 件）」が最も多く、依頼元は被災自治体のほか、支援側の県の産業資源循環協会から依頼されたケースもあった。

また、「事前に締結されていた協定によるもの」という回答も 10 件あり、一般廃棄物処理施設の場合と比較して、災害時に備えた協定の締結が進められていることが推察される（図 18 参照）。

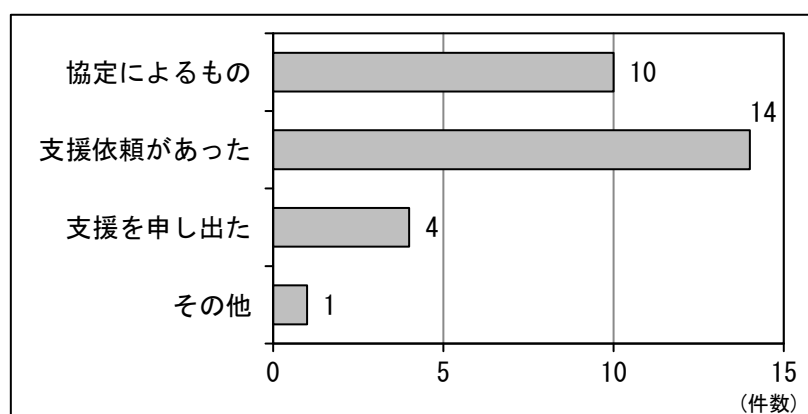


図 18 受入支援を行った経緯

（３）支援時の費用負担

支援時の費用負担のうち、収集運搬費については無回答を除くすべての事業者が「被災側が負担した（15 件）」または「被災側が一部負担した（1 件）」と回答した（図 19 参照）。

処理費についても同様に、多くの事業者が「被災側が負担した（21 件）」または「被災側が一部負担した（1 件）」と回答した（図 20 参照）。

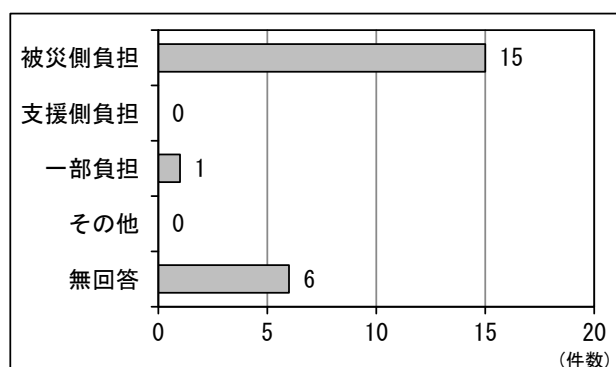


図 19 費用負担（収集運搬費）

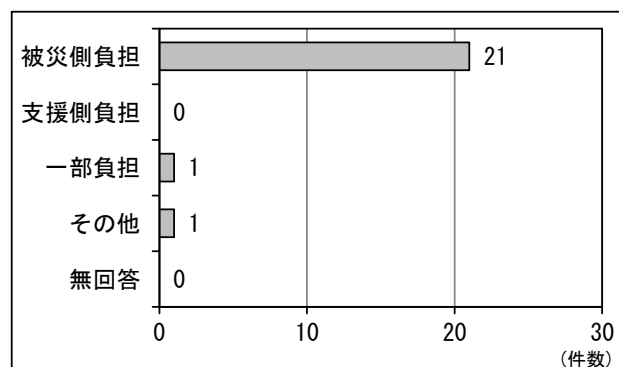


図 20 費用負担（処理費）

(4) 処理単価等の決め方

処理単価、収集運搬費等の決め方については、「発災に伴い、県や事業者団体等において設定された金額に基づくもの（11 件）」と回答した事業者が最も多い（図 21 参照）。

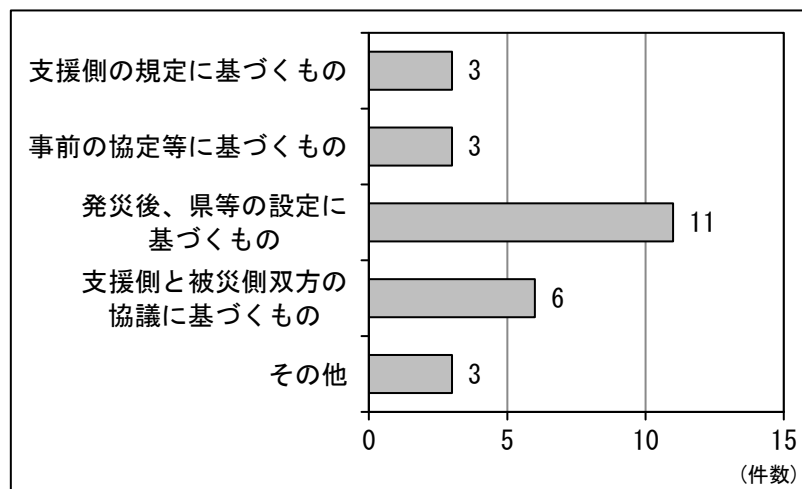


図 21 処理単価等の決め方

(5) 受入支援時の課題について

受入支援を行ってわかった課題点については、以下のようなものが挙げられた。

- 分別・仕分けに関する課題（廃棄物の混載が見受けられた、含水率が高い状態では選別が困難だった、など）
- 仕組み上の課題（災害廃棄物は原則として一般廃棄物となるため支援の依頼があっても産業廃棄物処理施設での受入が困難となるケースが多い、など）

2) 将来的な災害廃棄物処理の受入支援に関して

(1) 通常の処理対象物との受入基準の違い

災害廃棄物の受入時、通常の処理対象物との受入基準の違いについては、回答のあった 26 件すべてが「通常の処理対象物と同じ」であった。

(2) 受入可能な品目

受入が可能な災害廃棄物の品目は「がれき類（19 件）」が最も多く、次いで「木くず（16 件）」、「可燃混合物（12 件）」の順に多くなっている。「その他（10 件）」の内訳は廃油、ガラス・陶磁器類、汚泥などの産業廃棄物が挙げられた（図 22 参照）。

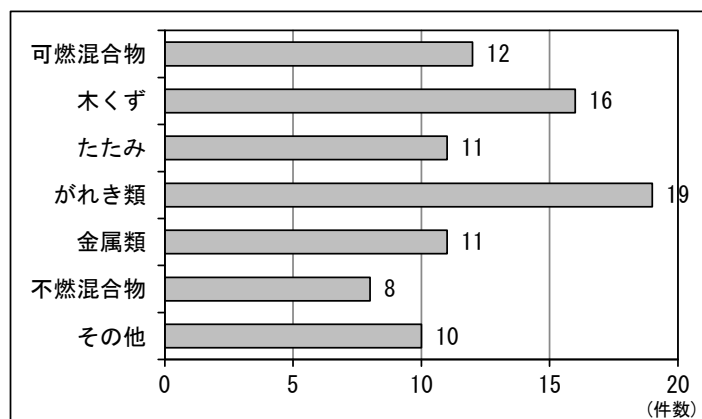


図 22 受入可能な品目（複数回答可）

(3) 受入条件

災害廃棄物を受け入れるためにどのような条件が必要か、①形状、②寸法、③荷姿、④搬入量、⑤搬入車両の5項目それぞれに対する条件を尋ねたところ、以下のような傾向がみられた。

○可燃混合物、木くず、たたみ、金属類については、搬入量に関する条件を挙げた事業者が最も多かった（可燃混合物：75.0%、木くず：68.8%、たたみ：81.8%、金属類：63.6%）。搬入量は具体的に1日●トンまで、という回答もみられたが、その時の保管容量によるという回答もみられた。

○がれき類を受け入れる場合、寸法及び搬入量に関する条件を挙げた事業者が最も多かった（52.6%）。

○不燃混合物を受け入れる場合、搬入量及び搬入車両に関する条件を挙げた事業者が最も多かった（62.5%）。

また、①～⑤までの条件に対する回答について、「特になし」という回答を除いた回答数とその割合を表2に整理し、個々の具体的な回答は次ページ以降に示す。

表2 受入可能品目と受入条件

品目\条件	回答数 (図22より)	形状	寸法	荷姿	搬入量	搬入車両
可燃混合物	12件	4件 (33.3%)	6件 (50.0%)	6件 (50.0%)	9件 (75.0%)	5件 (41.7%)
木くず	16件	8件 (50.0%)	7件 (43.8%)	6件 (37.5%)	11件 (68.8%)	7件 (43.8%)
たたみ	11件	1件 (9.1%)	3件 (27.3%)	5件 (45.5%)	9件 (81.8%)	7件 (63.6%)
がれき類	19件	5件 (26.3%)	10件 (52.6%)	7件 (36.8%)	10件 (52.6%)	8件 (42.1%)
金属類	11件	3件 (27.3%)	5件 (45.5%)	5件 (45.5%)	7件 (63.6%)	5件 (45.5%)
不燃混合物	8件	0件 (0.0%)	2件 (25.0%)	2件 (25.0%)	5件 (62.5%)	5件 (62.5%)

①形状の条件

品目	主な条件	
可燃混合物	・ 雑芥等の混合物はOK（危険物等の混入は厳禁） ・ 生ごみ系は受入れ不可。焼却施設はないため、選別が可能なもの、もしくは破碎が必要なものに限る。	
木くず	・ 根っこは不可 ・ 丸太、チップ（根は不可） ・ 幹枝葉、根株、竹、解体材等の種類ごとに処分費が異なる ・ 抜根の受入はNG	・ 固形状（できる限り土は落としてください） ・ 事前選別し、直接搬入が望ましい ・ 中空状態でないこと
たたみ	・ 繊維くずたたみの場合はなし ・ プラスチックたたみの場合は中空状態でないこと	
がれき類	・ 破碎機に投入可能なもの ・ 固形状 ・ 事前選別し、直接搬入が望ましい	・ 中空状態でないこと ・ 有機物の混入・付着がない物
金属類	・ 有機物の混入・付着がない物に限る ・ 事前選別し、直接搬入が望ましい	・ 中空状態でないこと
不燃混合物	—	
その他	・ 廃油：引火性でないこと、臭気が少ないもの ・ 汚泥：土砂ダンプにて運搬できるもの ・ 汚泥：臭気が少ないもの ・ 石綿含有廃棄物：飛散防止のため細かく砕いてない物	・ 廃油：容器入りで保管できる状態 ・ ガラス・陶磁器類：有機物の混入・付着がない物に限る ・ 廃プラスチック類：有機物の混入・付着がない物に限る

②寸法の条件

品目	主な条件	
可燃 混合物	・ ①40cm 以下、②1m 以下 ・ 15cm 角まで可 ・ 1m 未満	・ 被災現地にて 1 次破碎が希望 ・ 2m×2mに入る形状のもの
木くず	・ 1m 未満、当社で切断可能なもの ・ 2m×2mに入る形状のもの ・ 50cm まで可 ・ 50cm 角まで可	・ おおむね 30cm 以下 ・ 径 0.2m 以下、長さ 1m 以下・長さ 1m 以下、幅 400m以下、厚さ 50 cm以下
たたみ	・ 2m×2mに入る形状のもの ・ おおむね 30cm 以下（プラスチックたたみ の場合はおおむね 15cm 以下）	・ 長さ 1m以下、幅 400m以下、厚さ 50 cm以下
がれき類	・ 1m 未満 ・ 30cm 以下 ・ 50*50*50 cm ・ 50cm 角まで可 ・ 50mm 以下	・ 80*80*30cm 以下 ・ おおむね 30cm 以下 ・ 後板より落ちる大きさ ・ 自力で荷降ろし可能な大きさ
金属類	・ 1m 未満 ・ 50cm 角まで可 ・ おおむね 30cm 以下	・ 長さ 1m以下、幅 400m以下、厚さ 50 cm以下 ・ 自力で荷降ろし可能な大きさ
不燃 混合物	・ 50cm 角まで可	・ 長さ 1m以下、幅 400m以下、厚さ 50 cm以下
その他	・ 廃プラ類（塩ビ除く）：100cm まで可 ・ ガラス、コンクリート及び陶磁器くず：50cm 角まで可 ・ 廃油：ポリタンク～ドラム缶程度寸法 ・ ガラス・陶磁器類：自力で荷降ろし可能な大きさ ・ ガラスくず長さ 1m以下、幅 400m以下、厚さ 50 cm以下 ・ 産業廃棄物：当社受入条件による	・ 廃プラスチック類：15cm 四方に破碎済みのもの ・ ベッドマット：2m×2mに入る形状のもの ・ 石膏ボード：50cm 角まで可 ・ 感染性廃棄物：長さ 1m以下、幅 400m 以下、厚さ 50 cm以下 ・ 石綿含有廃棄物：50cm 角まで可 ・ 石綿含有廃棄物：自力で荷降ろし可能な大きさ

③荷姿の条件

品目	主な条件	
可燃 混合物	・バラ、袋 ・バラ、フレコン	・荷下ろし時に飛散しない状態 ・被災現地にて1次破碎が希望
木くず	・バラ、フォークリフトで荷下ろしが可能 ・バラ可 ・安全に積み卸し出来る状態であること	・可能な限り異物（鉄、その他）は除去 ・荷下ろし時に飛散しない状態
たたみ	・バラ、フォークリフトで荷下ろしが可能 ・バラ可 ・飛散しないようにすること	・安全に積み卸し出来る状態であること ・平積み
がれき類	・バラ ・バラ、フレコン ・バラ可、加湿調整したもの	・安全に積み卸し出来る状態であること ・荷下ろし時に飛散しない状態 ・自力で荷降ろし可能な大きさ
金属類	・バラ、フォークリフトで荷下ろしが可能 ・安全に積み卸し出来る状態であること	・荷下ろし時に飛散しない状態 ・自力で荷降ろし可能な大きさ
不燃 混合物	・荷下ろし時に飛散しない状態	
その他	・廃油：液状 ・産業廃棄物：当社受入条件による ・廃油：バラ、ドラム缶 ・汚泥：バラ又はフレコン ・ガラスくず：飛散しないように ・ガラス、コンクリート及び陶磁器くず：荷下ろし時に飛散しない状態 ・ガラス・陶磁器類：自力で荷降ろし可能な大きさ	・汚泥：バラ、フレコン袋 ・廃プラスチック類：15cm 四方に破碎済みのもの ・蛍光灯・電池：蛍光灯が割れないように運搬 ・石膏ボード：荷下ろし時に飛散しない状態 ・感染性廃棄物：ペールボックス、二重袋 ・石綿含有廃棄物：自力で荷降ろし可能な大きさ ・廃油：ポリ容器、ドラム缶等 ・石綿含有廃棄物：荷下ろし時に飛散しない状態

④搬入量の条件

品目	主な条件	
可燃 混合物	・ 10t/日(ただしその時の状況による) ・ 115.2t/日まで ・ 1日 10t 程度 ・ 30 t /日まで受入可 ・ 概ね 2t/日	・ その時点での残余能力数量 ・ その時の保管容量による ・ 保管ヤードの容量未満 ・ 保管量範囲内
木くず	・ 概ね 2t/日 ・ 1日 3t 程度 ・ 5t/日まで ・ 10t/日(ただしその時の状況による) ・ 10 t /週まで可	・ 30 t /日まで受入可 ・ その時の保管容量による ・ 保管ヤードの容量未満 ・ 保管量範囲内
たたみ	・ 概ね 2t/日 ・ 1日 3t 程度 ・ 10t/日(ただしその時の状況による) ・ 30 t /日まで受入可	・ 100 枚/週まで可 ・ その時の保管容量による ・ 保管ヤードの容量未満 ・ 保管量範囲内
がれき類	・ 1日 3t 程度 ・ 30 t /日まで受入可 ・ 100～200 t /日、置場の状況による ・ 300t/日まで	・ 320t/日まで ・ その時の保管容量による ・ 保管ヤードの容量未満 ・ 保管量範囲内
金属類	・ 概ね 2t/日 ・ 1日 3t 程度 ・ 10 t /日まで受入可 ・ 115.2t/日まで	・ その時の保管容量による ・ 保管ヤードの容量未満 ・ 保管量範囲内
不燃 混合物	・ 概ね 2t/日 ・ 1日 3t 程度 ・ 10 t /週まで可	・ 115.2t/日まで ・ その時の保管容量による
その他	・ 廃油：3t/日(ただしその時の状況による) ・ 廃油：4t 車 1 台程度 ・ 廃油：保管ヤードの容量未満 ・ 廃家電：4t 車 1 台程度 ・ ガラスくず：概ね 2t/日	・ 蛍光灯・電池：4t 車 1 台程度 ・ 感染性廃棄物：概ね 2t/日 ・ 汚泥：保管ヤードの容量未満 ・ ベッドマット：3t/日(ただしその時の状況による)

⑤搬入車両の条件

品目	主な条件	
可燃 混合物	・ 10t 車まで ・ ダンプ車か、4t、10t のアームロール車 ・ トレーラ不可、大型低床車輛不可	・ 荷姿がバラの場合は、ダンプアップできる車両が望ましい。 ・ ピット下ろし（ダンプアップ可能）
木くず	・ 10t 車まで ・ ダンプ車 ・ ダンプ車か、4t、10t のアームロール車 ・ トレーラ不可、大型低床車輛不可	・ フルトレーラ不可 ・ 荷下ろしに支障が無いこと ・ 荷姿がバラの場合は、ダンプアップできる車両が望ましい。
たたみ	・ 10t 車まで ・ 平ボディ車 ・ 平ボディか、4t、10t のアームロール車 ・ トレーラ不可、大型低床車輛不可	・ フルトレーラ不可 ・ 荷下ろしに支障が無いこと ・ 荷姿がバラの場合は、ダンプアップできる車両が望ましい。
がれき類	・ 10t 車以上は事前協議が必要 ・ ダンプ車 ・ ダンプ車か、4t、10t のアームロール車 ・ フルトレーラ不可	・ 荷下ろしに支障が無いこと ・ 荷姿がバラの場合は、ダンプアップできる車両が望ましい。 ・ 自力で荷降ろし可能な車両
金属類	・ 平ボディか、4t、10t のアームロール車 ・ トレーラ不可、大型低床車輛不可 ・ 荷下ろしに支障が無いこと	・ 荷姿がバラの場合は、ダンプアップできる車両が望ましい。 ・ 自力で荷降ろし可能な車両
不燃 混合物	・ ダンプ車 ・ ダンプ車か、4t、10t のアームロール車	・ トレーラ不可、大型低床車輛不可 ・ 荷姿がバラの場合は、ダンプアップできる車両が望ましい。
その他	・ 廃油：4t 車まで ・ 廃油：10t 車まで ・ ガラスくず：トレーラ不可、大型低床車輛不可 ・ ガラス・陶磁器類：自力で荷降ろし可能な車両 ・ 廃家電：平ボディ、4t 車程度 ・ ベッドマット：10t 車まで	・ 石綿含有廃棄物：自力で荷降ろし可能な車両 ・ 廃プラスチック類：自力で荷降ろし可能な車両 ・ 蛍光灯・電池：4t 車まで ・ 感染性廃棄物：トレーラ不可、大型低床車輛不可

(4) 混合状態での受入支援

災害廃棄物の受入支援の際、混合状態でも受入可能かどうかという設問については、「可能（4件）」、「困難（事前に仕分けされていることが必要）（20件）」、「無回答（2件）」と、事前に災害廃棄物の仕分けがされていることを条件としている事業者が多いことがわかった（図 23 参照）。

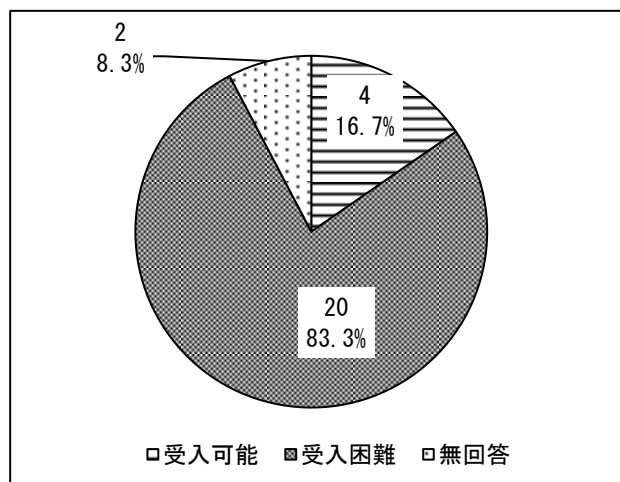


図 23 混合状態での受入支援

(5) 受入支援を実現するために必要な条件

受入支援を実現するために必要な条件としては、「被災市町村との協定が締結されていること（11件）」という回答が最も多く、次いで「被災県との協定が締結されていること（10件）」であった。

「その他（8件）」の内容としては「事前に協議を行うこと（3件）」、「関係自治体の同意が得られること（3件）」などの回答が挙げられた（図 24 参照）。

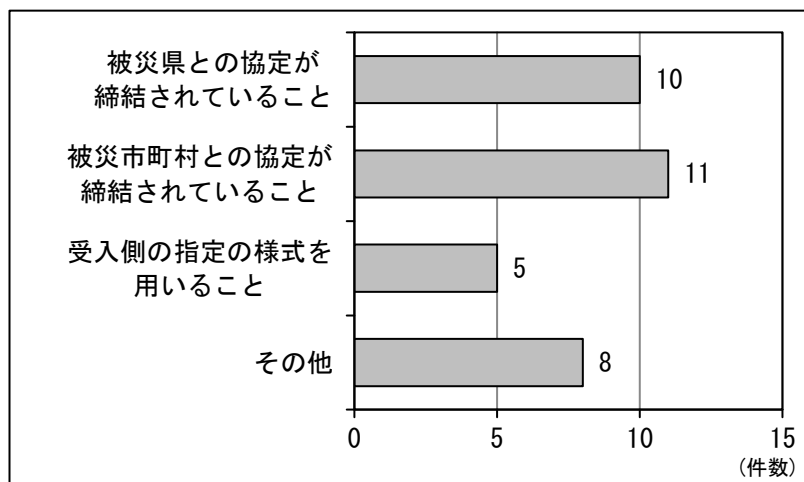


図 24 受入支援を実現するために必要な条件（複数回答可）

(6) 受入支援を行う場合の処理単価の決め方

受入支援を行う場合の処理単価の決め方としては、「事業者が規定する処理単価を用いる（6件）」、「県や産業資源循環協会等が設定する処理単価を用いる（5件）」、「協議による（6件）」といった回答が挙げられた（図25参照）。

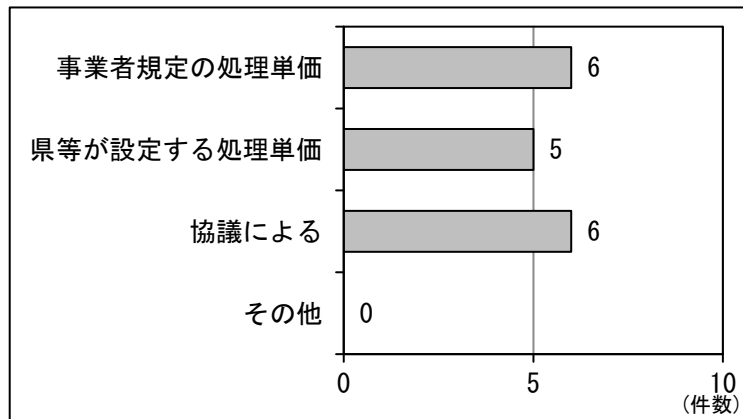


図25 処理単価の決め方（記述回答を分類したもの）

(7) その他の条件

その他、受入支援に必要な条件としては、「受入前の協議・事前調査を行うこと」といったこれまでの設問への回答と重複するものもあったが、「仮置き場での分別を徹底してもらいたい」「集中的な搬入は受入が困難なため、分散して搬入してもらいたい」といった要望に類する回答がみられたほか、「処理不適物は被災自治体側へ返送できること」という回答もみられた。

その他の条件

その他の条件
・ 事前に現地調査が必要。 ・ 万が一、処理不適物が搬入された場合には被災自治体側へ返送できること。 ・ 処理不適物は被災自治体側へ返送できること（※返送に関する費用（運送費、積み込み費、保管費、人件費含む）） ・ 処理不適物の持ち込みがないよう、仮置き場などでの選別を徹底していただきたい。 ・ 特別管理廃棄物に該当するような廃棄物は受け入れ不可（許可未取得の為）。 ・ 汚泥は搬出元にて土壌汚染に係る環境基準の溶出試験をお願いしたい。 ・ 集中的な搬入は受入が困難。期間内で可能な限り分散し搬入していただきたい。 ・ 過去の経験で災害仮置き場又現場からの搬出に関して、直接搬出と弊社向け2次仮置き場（集積場）からの搬出の組み合わせで、廃棄物搬出及び処理がスムーズに進み、敏速に短期間での現場復旧工事に進める。故に弊社向け2次仮置き場（2次集積場）の速やかな開設を希望する。 ・ 仮置き場での分別が必須なので、弊社で管理をさせていただけるか、しっかりと分別されたものを搬入いただかないと、受け入れは難しくなる。 ・ 処分完了までの工期を長めにとっていただきたい。 ・ 両者が安心できるように現認し話し合い、契約のもと進めていきたい。 ・ 災害規模によるが、積極的に受入を行っていく。